

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和8年1月1日現在

居宅介護支援サービス提供の開始に当たり、当事業者が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業所の概要

事業所名	とびうめ居宅介護支援センター
所在地	石川県金沢市飛梅町2番1号
介護保険事業者番号	1710112846
連絡先	TEL 076-231-4013 FAX 076-231-3112
緊急時の連絡先	TEL 076-231-4013 (24時間連絡対応可能)
営業日	月曜日～土曜日 (国民の祝日及び12月30日から1月3日までの年末年始を除く)
営業時間	午前9時00分～午後5時30分まで
サービス提供実施地域	金沢市全域

## 2 当事業所の法人概要

事業者名	社会医療法人財団松原愛育会
所在地	金沢市石引4丁目3番5号
連絡先(代表)	TEL 076-231-4138 FAX 076-221-8889
法人種別	社会医療法人財団
代表者名	理事長 松原拓郎
法人の行う他の業務	(予防)訪問看護 / (予防)訪問介護

## 3 当事業所の職員の職種、人数及び職務内容

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1人	常勤(介護支援専門員を兼務)	業務の統括管理
介護支援専門員	4人以上	(うち1名管理者と兼務)	ケアマネジメント業務

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づき、人員を置く。

#### 4 事業の目的・運営方針

事業の目的	介護保険法の理念に基づき、要介護状態にある介護保険被保険者に対し適切な居宅介護支援を提供します。
運営方針	<p>介護保険法令の遵守</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮しながら行います。</li> <li>2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮しながら行います。</li> <li>3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように公正、中立に行います。</li> </ol>

#### 5 提供する居宅介護支援サービスの内容

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者のお宅を訪問し、利用者やその家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。</li> <li>2 地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やその家族に提供します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。</li> <li>・ 過去6か月のサービス割合、同一事業所提供割合を、説明・公表します。</li> <li>・ 利用者は居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。</li> </ul> </li> <li>3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。</li> <li>4 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分し、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。</li> <li>5 居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。</li> </ol>
居宅サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。</li> <li>2 利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、利用者介護保険施設の紹介その他の支援を行います。</li> </ol>
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。</li> <li>2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。</li> </ol>

給付管理	居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、石川県国民健康保険団体連合会に提出します。
相談・説明	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡	ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。
財産管理・権利擁護等への対応	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて適切な関係機関への連絡を行います。
居宅サービス計画の変更	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、居宅サービスの変更を行います。
要介護認定等にかかる申請の援助	1 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2 利用者の要介護認定有効期間満了日の60日前から要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
介護支援専門員の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。

## 6 サービスの利用料及び利用者負担

当事業所の居宅介護支援（居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

### (1) 居宅介護支援介護給付費（I）（金沢市地域区分×10.21）

要介護1・2	1,086単位（1ヶ月）
要介護3・4・5	1,411単位（1ヶ月）

（介護保険料の滞納期間がある場合は、保険給付の償還払い化や一時差止め、利用者負担の引き上げなどの給付制限を受けることがあります）

※サービス利用の実績がない場合であっても、居宅介護支援費を算定する場合があります。

(2) 加算 (金沢市地域区分×10.21)

① 特定事業所加算Ⅱ	421単位	主任介護支援専門員1名の配置。常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置し、中重度者や支援困難ケースへの積極的対応・医療部門との連携等体制強化を行う。
②初回加算	300単位	新規の利用時。
③入院時情報連携加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	250単位 (Ⅰ) 200単位 (Ⅱ)	病院又は診療所に入院する利用者について、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を当日(Ⅰ)に、または3日以内(Ⅱ)に提供した場合。
④退院・退所加算 <カンファレンス参加なし>  <カンファレンス参加あり>	1回 450単位 2回 600単位  1回 600単位 2回 750単位 3回 900単位	退院又は退所に当たって、病院等または地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を求め、居宅サービス計画書を作成し、利用に関する必要な調整、連携を行った場合。サービス開始月に入院、または入院期間中につき3回を限度として加算。
⑤緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師または看護師等とともに「利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、1月につき2回を限度として加算。
⑥ターミナルケアマネジメント加算	400単位	24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて対応できる体制を整備し、利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、利用者の状態やサービス変更の必要性等な支援を実施した場合。
⑦通院時情報連携加算	50単位	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録した場合。

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明
交 通 費 (実費)	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります。
申請代行	無料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。

## 7 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。ただし、有効期間の満了7日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間（原則として6か月程度）まで、自動的に更新します。

## 8 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する7日前までにお申し出いただければ解約することができます。

ただし、利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、即時解約を行うことができます。

解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きを行います。

## 9 プライバシー（個人情報）の保護

当事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、作成完了後5年間は適正に保管し、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業者がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報について、同意書の記載にある範囲内で情報共有をさせていただきます。

## 10 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。

## 11 ハラスメント対策

当事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう努めます。

利用者・センターの介護支援専門員の間における、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 12 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・事業所は介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します
- ・事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更します

### 13 身体拘束

当事業者は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束やその他の利用者の行動を制限する行為（以下身体拘束等とする）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

### 14 入退院時における医療機関との連携

当事業者は利用者の入院時には医療機関との連携促進のため、医療機関に対し同意書の記載にある範囲内で情報提供をさせていただきます。

また、利用者の退院時にも退院後の生活が円滑に過ごせるよう、必要に応じて医療機関との連携に努めます。

### 15 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、緊急機関等への連絡を行います。

### 16 損害賠償について

当事業所は、居宅介護支援の実施にあたっては利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

### 17 暴力団員の排除

当事業所は、金沢市暴力団排除条例の主旨に沿って暴力団員を排除し、利用者の安全安心を確保します。

## 18 サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は速やかに対応を行います。サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

### 当事業者の苦情相談窓口

とびうめ居宅介護支援センター	連絡先 076-231-4013
責任者 相原 瞳	FAX 076-231-3112
	受付時間（平日）午前9時～午後5時30分

介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険全般に関するお問い合わせ) 金沢市役所介護保険課	連絡先 220-2264 受付時間（平日）午前9時～午後5時45分
(要介護認定、保険料、保険給付等に関する不服がある場合) 石川県介護保険審査会 (石川県庁介護保険推進室)	連絡先 223-9127 受付時間（平日）午前8時30分～午後5時
(介護保険サービスの苦情について) 石川県国民健康保険団体連合会	連絡先 231-1110 受付時間（平日）午前9時～午後5時